



百日紅

村上会計だより

編集 発行人
村上税理士事務所
税理士 村上 行雄
税理士 村上 慎一
〒933-0843
高岡市永楽町1-2
TEL 0766(24)2030(代)
FAX 0766(24)2160
<http://murakami.zei-mu.com>

7月 (文月) JULY
18日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31

ワンポイント 中小企業新事業活動促進法

中小企業の創業や研究開発、経営革新、新事業開拓等を支援する各種措置を盛り込んだ法律。従来からあった中小企業を支援する3つの法律を統合・強化したもので、この4月に成立・施行されています。一定の中小企業に該当すると、税制面からは、留保金に対する課税の停止や設備投資に対する減税等が適用されます。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月11日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月11日
- 国 税 / 所得税予定納税額の納付 8月1日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 8月1日
- 国 税 / 11月決算法人の中間申告 8月1日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 8月1日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 8月1日
- 労 務 / 障害者・高齢者・外国人雇用状況報告(100人以上の事業場) 7月15日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月11日

新しい

のれんわけ

事業承継を考えたMBO



●● 中小企業の半数は後継者問題に悩む

現在、日本には四六八万社の中
小企業があるといわれています。
これらの中小企業の多くが昭和四
十年代の高度成長期に創業されま
した。現在その創業社長の代替わ
りの時期に差し掛かっています。

大企業を中心に再編や専占化が
進み、中小企業を取り巻く環境は
厳しさを増しました。単に二代目、
三代目というだけでは務まらな
くなり、子息がいてもサラリーマン
の方が中小・零細企業の社長より
収入が安定している等々の現実も
あつて中小企業の半数が、後継者
問題に悩んでいるようです。

企業の経営者は、いずれこの問
題を解決しなければなりません。
考えられる選択肢としては、事

業承継、清算、M & A（合併
と買収）、上場です。過去におい
ては一番現実的と考えられた選択
肢は、の息子等の親族への事業承
継でしたが、後継者問題にぶつか
つてうまくいきません。

の清算については在庫や設備
等の処分、その他撤去費用がかか
り借入れだけが残ることがあり、
有効な選択肢となり得ないケー
スが多くあります。

の上場はともかく、M & A
も昨今では中小企業も利用できる
選択肢の一つとして日の目を見つ
つあります。しかし、多くは、従
業員に知られてはうまく進まない
等の理由により水面下で秘密裏に
ことを進めますので外部には正確
な実態がつかめません。

このM & Aは一般の人にはなじ
みが余りありませんので不動産売

買の仲介業や中古車販売業をイメ
ージして下さい。これらは基本的
には相対売買です。未公開企業は
取引所がありませんので売りたく
ても買い手を探さなくてはなりま
せん。そこでM & Aの世界でもこ
うした企業売買の仲介業が登場し
ます。

市場がない分だけなかなか見つ
かりにくいのが現実です。この
M & Aは中小企業の場合は企業同
士のお見合いに良く似ているとい
われています。

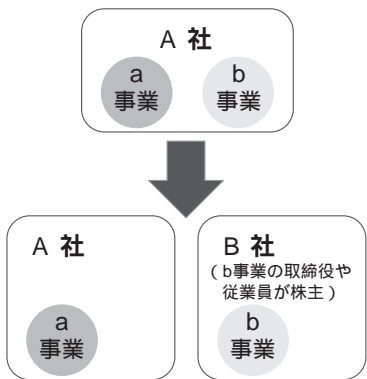
●● 会社内部の者が自社を買収

さて、ここ数年商法が相次いで
改正されています。会社組織の合
理化を図る、企業の再生を促す、
従業員対策を効率化する、インタ
ーネットを利用する等々会社経営
に役立つさまざまな仕組みや制度
が目白押しです。

これらのほとんどは大企業の制
度であつて中小企業には関係ない
と誤解されている方がかなりいら
っしゃるようですが、決してその
ようなことはありません。中小企
業や零細企業だからこそ使い勝手
の良い制度があるのです。

会社分割の制度も中小企業の事
業承継に利用できます。これまで
は、事業部門の分離・独立をさせ
るには、自社の事業部門の営業を
現物出資して子会社を設立したり
する際に、その現物出資について
検査役の選任を裁判所に選任して
もらったり、すでにある子会社に
営業譲渡をするときには、その営
業にかかわる契約を移転させるた
めに契約の相手側の同意が必要と
なり、不便なものでした。

相続による事業承継でさえ、二
代目は先代のときと考え方や経営
方針が違ってきて、得意先や従業
員をそのままの形で維持するのは
至難の業といわれます。ましてや
第三者の買収となるM & Aではな
おさらです。



そこで使い勝手のよい会社分割が登場しました。

会社の取締役や従業員などが、自社や自社の特定の事業部門の経営を継続するために行う企業買収(MBO)です。このMBOは会社内部の人が買収を行うので現状の経営を維持しやすいのです。

たとえば、特定の事業部門を会社分割し、その事業部門を担当していた取締役や従業員がその会社をMBOするのです。

このMBOに対する批判としてサラリーマン番頭が会社を引き継ぐには資金的に難しいとか商売上の信用力、たとえば金融機関、取引先・仕入先等が未知数であると指摘します。確かにその時点においては商売上の信用力は全くないでしょう。さらにいえば金融機関に対する個人保証や自宅等の担保提供ができてにくい等があつて実際はMBOの実施は難しいという見解があります。

確かに、そういう理由で頓挫したケースも多くあると思います。会社分割を利用してMBOの対象となる必要資金を小さくしたり、企業の資産や将来のキャッシュフローを担保として銀行借入れなど

を行うことも、また、MBO専門の投資ファンドも存在しますので工夫をすればできるはずで

●● MBOはのれん分けの一つ

MBOは、例えば、リストラ資金を必要とせずに従業員の雇用を維持したままで売却資金を獲得できるなど、新たな経営手法として大きく発展することが予想されます。

MBOはM&Aの一種でマネジメントを行っている取締役や従業員が自分が従事していた会社を買収することをいいます。

一般的にM&Aは全く無関係の第三者が買収を行うことになりませんが、MBOは買収対象企業の取締役や従業員が買収を行うものです。取締役が行うものであれば狭い意味でMBOといい、従業員が行うものであればEBOといい、また取締役と従業員が行う場合はMEMBOと呼んだりします。

日本には長年勤めた従業員に行っていたのれん分けという習慣がありました。MBOを使うと、のれん分けをやりやすくすることもできます。

先ほどMBOに対する批判を紹

介しましたが、改めてメリットを整理すると次のようなものになると思います。

【買い手側のメリット】

MBOをする取締役・従業員は企業の内情を知っているため、簿外の債務存在の可能性がわかる(買い手にとって買収対象企業に簿外負債があるのかどうか気になることです)

第三者の買収先を見つけるM&Aでは企業のお見合いであるから相手先がなかなか見つからないのが現実であるが、MBOなら相手先を探すということがない

MBOはこれまでその事業に従事していたものが経営をするため、事業をさらに発展させる可能性が高い

【買収される側のメリット】

外部の者に売却するより従業員の同意を得やすい

反主流派が存在する場合、これらの人たちに一つの事業部門をMBOをして対立を解消することが可能となる

MBOを利用して事業を再編し主力事業に経営を集中させることができる

●● MBOの手続き

MBOを行うには、株式譲渡をする方法と営業譲渡をする方法とがあります。会社全体を買収対象とするときは株式譲渡を使います。特定の事業を買収の対象とするときは営業譲渡を使います。

株式譲渡を使うときは、親会社が子会社の株式を子会社の取締役、従業員に売却するときです。その前提として、会社分割を行って特定の事業部門を子会社にしておくこともあります。

また、小さい規模の会社以外では買収資金を買収対象の事業を実際に行う取締役、従業員のみ資金だけでまかなうことが困難なケースが多いでしょうから、金融機関からの借入れをするか、MBOファンドを利用するかといったことを考えなくてはなりません。

一方、会社全体を買収するのでなく、ある特定の部門だけ買収する場合には、営業譲渡をします。その前段階として、受け皿となる会社を設立しておいて、そこに営業譲渡を受けます。

自動車リサイクルと家電リサイクル

自動車リサイクル法が、この1月からスタートして半年が過ぎました。

この法律は、資源の有効活用と使用済み自動車の不法投棄の防止を目的に、自動車の所有者に対しリサイクル料金を求めるもので、リサイクル料金は、自動車解体による破砕くずやエアバッグ等の処理費用として使われます。

リサイクル料金は、自動車メーカー、車種、エアバッグ等の装備によって1台ごとに異なりますが、一般の車種ですと7千円から1万8千円程度かかるようです。

新車購入時または車検時にリサイクル料金を前払いの形で支払います。ここが、廃棄時にリサイクル料金を支払う家電リサイクルとの大きな違いです。

リサイクル料金の支払いを証明するのがリサイクル券で、車検時或使用済み自動車を引き渡す時に必要になります。

使用済み自動車を廃車にする場合、廃車費用がかかることから不法投棄するケースが従来から問題となっていました。自動車リサイクル法では廃車時の解体費用をすでに前払いしているため、廃車時の費用はかからない上、車検残存期間に応じて最終所有者に自動車重量税を還付する制度を設けるなど、この法律ではリサイクルを促進する工夫が盛り込まれています。

一方、平成13年4月からスタートした家電リサイクル法は、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の家電4品目を廃棄する時にリサイクル料金を支払うシステムをとっています。環境省では、この家電リサイクルの平成16年度の引取台数を公表しています。

同年度に販売業者等が引き取った廃家電4品目の合計は1,122万台にのぼっています。内訳はテレビが379万台、洗濯機が281万台、冷蔵庫・冷凍庫が280万台、エアコンが181万台で、前年度比でみると、エアコンが14%増、テレビが7%増、洗濯機が6%増、冷蔵庫・冷凍庫が5%増となっています。

働き方いろいろ

集団就職、終身雇用、パートタイマー、契約社員、派遣社員、SOHO、フリーター、ワークシェアリング。これら「働く」にまつわる言葉を見ると時代とともにいかに働き方が多様化しているかが見えてきます。ともすれば終身雇用の崩壊と否定的にとらえがちですが、見方を変えれば、現代の日本はかつてない柔軟な労働スタイルを手に入れたつづあるとも言えるのです。

例えば「SOHO」はスモールオ

フィス・ホームオフィスの略で、自宅や小さなスペースを借りてパソコンやインターネットなどで仕事をすることを指し、約一、五〇〇万人以上が就労していると言われています。また、「人材派遣」から一歩進んだ「紹介予定派遣」は、一定期間派遣就労した後、その企業と直接雇用契約を結ぶことを前提にしたシステムです。雇う方も雇われる方もお互いに「お試し期間」を設けることで、「こんなはずではなかった」ということが解消できるというメリットがあるとされています。

フリーダイヤル

電話をかけた人に通話料がかからないフリーダイヤル。「お問い合わせ」はフリーダイヤルで。ショッピング番組などではよくこんな案内の後に、ダイヤル番号が表示されます。大手メーカーなどへの問い合わせは、ほとんどがこのフリーダイヤルです。

そこで気になるのがこうした企業の通話料金。実は契約時に一月あたりの通話料金の上限を設定しておくことができるのです。この設定により、通話料が限度を超えた際「フリーダイヤルは終了しました」という音声の流れ、その電話が繋がらなくなります。

また、遠隔地からの電話や、携帯電話、衛星電話などの通話基本料金が高い端末からの電話を受けられないようにすることもできます。最近では個人でもフリーダイヤルを導入できるので、顧客満足度アップに一考してはいかがでしょうか？